

# 貿易取引のライフサイクルに応じた きめ細かい対策が求められる時代に

貿易取引における金融犯罪リスクとして「トレードベース・マネーロンダリング(TBML)」への注目度が高まっている。貿易立国の日本にとっては身近な問題であり、金融機関も事業法人も早急な対応が求められている。マネーロンダリング対策の第一人者であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 執行役員の小島英一氏と、トムソン・ロイター・ジャパン株式会社 代表取締役社長の富田秀夫氏が、現状と課題を語り合った。

## テロ関連の風評リスクの恐れも さまざまな部門の連携がカギ

**富田** シンガポールや香港のコンプライアンス関係者と話をしていると、貿易取引における金融犯罪リスクとして「トレードベース・マネーロンダリング(TBML)」という言葉をよく耳にします。従来からあるアンチ・マネーロンダリング(AML)とはどう違うのでしょうか。

**小島** TBMLは不正利益を合法化するマ

ネーロンダリング手法の一つです。貿易取引を利用して、犯罪などで得た不正利益を偽装し価値を移転させる行為と定義づけられるでしょう。貿易書類に請求された商品の価格、数量または品質を虚偽表示し、各国間で資金を移転します。金融取引に関する政府間会合である金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF<ファトフ>)では、すでに2006年にTBMLに関する声明を出しています。2017年1月には、AMLのグローバル有識者会合であるWolfsberg Groupも対応原則に関するレポートを出しています。

**富田** テロリストの資金源を断つという意味で米国やアジアでTBML対策が重視され始めたこともあり、日本でも取り組みを一層強化すべきという指摘が出始めたように感じます。

**小島** おっしゃるように、テロリストの資金調達活動が非常に巧妙化していることがTBML対策の注目度が高まっている大きな要因の一つといえるでしょう。日本の大手金融機関も、TBMLという言葉こそ使っていませんでしたが、外国為替及び外国貿易法(外為法)関連業務として、貿易取引における金融犯罪対策には注力してきました。

従来の外為取引は、企業が提出した書類をチェックして不備がなければ決済します。今は、その書類自体がフェイク(偽物)であったり、取引金額がかさ上げ

## TBML(Trade-Based Money Laundering)とは

貿易書類の価格や数量などを虚偽表示することで資金移転を図る。単純な仕組みにも関わらず、複雑な世界貿易における合法的な支払いの流れと重ね合わせることで検出が非常に難しい。途上国からTBML経由で流出している資金は年間約8000億ドル(約88兆円)との試算も。シンガポールや香港の規制当局は、金融機関などと連携してTBML対策に動き出している。

### <TBMLの手口の事例>

- 貿易書類に請求された数量または品質を虚偽表示
  - 商品の契約価格を通常の市場価格より高めもしくは安めに設定して、その分、資金移転を図る
  - 貿易書類を改ざんして軍民両用物品を違法に転売する
  - 経済制裁対象国とのつながりを伏せるため、船籍、船籍履歴、船名履歴を偽る
- ……など

されていたり、あるいは送っていないものを盛り込み金額を膨らませて資金移転に活用する事例が出てきていることに対し、記載内容の整合性に関する精査が求められているのが現実です。

**富田** 現在、日本の金融機関はトレード・ファイナンスを成長分野と位置付けているので、TBML対策にもこれまで以上に意識して取り組まなければならない状況といえます。

**小島** 従来型のAMLでは、行内のコンプライアンス部門がツールを使ってモニタリ

ングするのが一般的でした。しかしTBMLは実際の貿易取引を介するため、コンプライアンス部門に加えて、外為業務を担う事務統括部門や顧客企業対応のリレーションシップ・マネジメント(RM)部門など行内のさまざまな部門が連携して目を光らせる必要があります。

ケースによっては顧客企業に取引の詳細を確認しなければならないでしょう。例えば、A港で荷物を一度降ろし、陸路でB港まで運んで再び船に乗せる。陸路の一部が経済制裁対象国の場合、金融機関は顧客企業にヒアリングしつつ、船荷証券などを確認しなければなりません。実効性のあるTBML対策は、金融機関にも顧客企業にも大きな負荷がかかります。

**富田** 各国の規制当局もTBML対策をはじめAMLには大きな関心を寄せています。

**小島** 最近でも、グローバル大手金融機関が輸出入の信用状のチェックが甘かったとあって多額の制裁を受けたことがありました。自国の法規制の対象にならなくても、該当の貿易取引における関係国の法制に抵触すれば罰せられる可能性がある点には注意が必要です。

一方、貿易取引の当事者である事業法人にとって怖いのはレピュテーションリスク(風評リスク)です。TBMLでは「悪意の第三者」が介入することが多いといわれています。取引相手のその先にいる悪意の第三者経由で自社製品がテロリストの手に渡ることは十分あり得ます。万一、テロリストの画像に自社ブランドが映っていたら、ビジネスにおける信用が大きく傷つくでしょう。画像はネット経由で瞬時に拡散し、誰もが知るところとなります。

## KYCの徹底、港や倉庫の情報収集、荷物のトラッキング・システム

**富田** TBML対策は、日本の金融機関に

とっても事業法人にとっても喫緊の課題といえそうです。従来型のAMLと異なり、社内のコンプライアンスや実務など幅広い部門の関係者が連携する複合的な対応をしなければならない難しさはあるといえますが、ポイントは、KYC(Know Your Customer<顧客確認>)を徹底するなど、貿易取引のライフサイクルに応じたきめ細かい対策を着実に実行することといえるのではないのでしょうか。

**小島** まずは入念なKYCというのは同感です。加えて、世界各地の港や倉庫、コンテナなどに関するブラックリストの整備や荷物を追尾するトラッキング・システムの構築もこれから本格化すると思います。貿易取引の内容はビジネス収益の源泉でもあるので、送金関係をクラウドで他社と共有するのは難しい面もありますが、「ここを見ればグローバルに取り組まれている取引の概要が容易に把握できる」という仕組みは、多くの金融機関や事業法人でニーズが高いと見ています。

**富田** 当社では、世界中の主要な金融法人・事業法人を網羅したKYCのサポートツールや全地球測位システム(GPS)を活用して貿易船がどこに寄港し、どんな荷物を積んで、どちらに向かっているかということが机上で簡単にトレースできるソリューションなどを提供しています。TBMLでよく使われる虚偽の取引書類対応としては、価格面などでの異常取引を自動的に検知するモニタリングシステムも多くのお客様にご利用いただいています。

**小島** 現状の貿易取引では、信用状や船荷証券など大量の紙書類が行き交っています。金融機関も事業法人も、一枚

の漏れなく用意し、取引内容に問題がないか読み込む業務の省力化を図りたいと考えています。TBML対策の一環として電子取引化によるペーパーレスを進めることで、金融犯罪リスク防止と日常業務の効率化の双方を実現できる可能性もあるでしょう。将来的には人工知能(AI)で問題取引を見つけるといったことも考えられます。

日本は貿易立国です。現在は成長機会を求めてさまざまな業種の企業が海外に進出したり、外国企業とのビジネス拡大を進めたりしています。TBMLは、日本の産業全体の問題として、金融機関のみならず事業法人の方にも関心を持っていただければと思います。



トムソン・ロイター・ジャパン株式会社  
代表取締役社長

**富田 秀夫氏**

## トムソン・ロイター主催 TBMLセミナー

日程▶2017年7月4日(火)  
場所▶トムソン・ロイター セミナールーム(赤坂)  
詳細・お申込URL▶tr-jp/tbml



トムソン・ロイター・ジャパン株式会社  
トムソン・ロイターが提供するリスク管理 / コンプライアンス・ソリューションに関しては下記までお問い合わせください。  
<お問い合わせ> URL:tr-jp/otoiawase 電話:03-6473-6515